

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|-----------------|----------|-----------|---------|
| 令和4年7月20日 | 認可保育所(私立) 北上保育園 | | 指摘事項なし | |
| 実地 | | | | |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 | |
|-------------------------|--------------|----------|-----------|--|---|
| 令和4年7月20日 実地 | 社会福祉法人 | 小合西保育園 | 法人 運営 | <p>評議員会の開催について、理事会の決議前に招集通知を 発出していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用 される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条 の12に基づき、評議員会の開催については理事会の決議に より日時・場所及び議題等を決定し、評議員会の招集通知 には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前 までに発出してください。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・次回11月に行う予定の理事会・評議員 会の開催方法を改善する。 ・評議員会の開催日時、場所及び議案等は 理事会で決議する。 ・評議員会の開催通知は開催日の1週間前 までに発出する。 |
| | 認可保育所(私立) | 小合西保育園 | 法人 運営 | <p>評議員の選任については、定款第6条に基づき、理事会で 候補者を決定した後、評議員選任・解任委員会に諮ってくだ さい。</p> | <p>次回任期満了に向け、手順等を正しく踏 まえ、適切に改選を行います。</p> |
| | | | 法人 運営 | <p>理事の選任については、定款第13条第3項に基づき、評議 員会において各候補者ごとに決議を行ってください。また、 候補者については、社会福祉法第45条の9第10項により準 用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2 条の12に基づき理事会で決議を行って下さい。</p> | <p>R5年度は理事改選となるので、以下の点 に改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事選任候補については理事会で決議す る。 ・理事の選任については評議員会にて、各 候補者ごとに決議する。 |
| | | | 法人 会計 | <p>資金収支内訳表及び事業活動内訳表に記載の「事業区分 間繰入金収入」及び「事業区分間繰入金支出」について、正 しくは「拠点区分間繰入金収入」及び「拠点区分間繰入金支 出」となりますので、科目名を修正してください。また、拠点 区分間における内部取引については、社会福祉法人会計基 準第11条に基づき、その取引高を各計算書類内訳表の「内 部取引消去」欄で相殺消去してください。</p> | <p>令和4年度より事業区分間を拠点区分間 に訂正し、内部取引消去についても適正に 計上いたします。</p> |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|--|--|
| 令和4年7月20日 | 社会福祉法人 小合西保育園 | 法人 会計 | 計算書類に対する注記について、保育園拠点区分の注記に関して、拠点が作成する計算書類について「拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3)は省略している」との旨の記載がありますが、保育園拠点区分はサービス区分が2つ存在するため、資金収支明細書の作成が必要です。社会福祉法人会計基準第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。 | 内容を確認し次回より作成させていただきます。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) 小合西保育園 | 法人 会計 | 計算書類の附属明細書について、「事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書」、「基本金明細書」、「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」、「拠点区分資金収支明細書」の作成がありませんでした。また、「寄附金収益明細書」、「補助金事業等収益明細書」、「国庫補助金等特別積立金明細書」については、国が定める様式と異なっていました。社会福祉法人会計基準第30条及び社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い別紙3に基づき、計算書類の附属明細書は適正に記載してください。 | 寄付金収益明細書、補助金事業等収益明細書、国庫補助金等特別積立金明細書は、監査終了後新たに提出させていただきました。 再度様式等を確認させていただき、次回より作成いたします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|-----------------|----------|-----------|---------|
| 令和4年8月2日 | 認可保育所(私立) 湖桜保育園 | | 指摘事項なし | |
| 実地 | | | | |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------------------|---|----------|--|---|
| 令和4年9月14日 実地 | 社会福祉法人 龍和会 認可保育所(私立) ひまわり保育園 | 法人 運営 | 定款変更について、令和元年度の指導監査にて法人の目的追加に係る文書指摘がなされており、速やかに定款変更申請を行う旨の改善報告がなされたにもかかわらずその後も定款変更申請がなされず、本指導監査日時点においても、当市から定款変更認可が下りていない状態となっていました。社会福祉法第45条の36第2項及び定款第40条第1項に基づき、定款の変更をしたときは遅滞なく市に申請を行い、認可を受けてください。また、当項目は令和元年度の指導監査にて改善報告が提出されたにもかかわらず未改善となっていた項目ですので、確実に事務処理を行う体制を整えてください。 | 事務処理に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築する。また、事務引継内容を職員間で共有する他、基礎マニュアルとして「社会福祉法人事務手続きの手引」(令和3年10月東京都福祉保健局指導監査部)を各事務職員に常備させるとともに、事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を必要に応じて行うこととしました。 |
| | | 法人 運営 | 代表権を有する役員の登記について、理事長の重任登記が変更が生じてから2週間以内に変更されていませんでした。組合等登記令第3条1項に基づき、期間内に登記してください。当項目は令和元年度の指導監査にて改善報告が提出されたにもかかわらず未改善となっていた項目ですので、確実に事務処理を行う体制を整えてください。 | 事務処理に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。また、「役員等任期管理表」を作成し任期の管理を徹底するとともに、司法書士との連携を密にします。 |
| | | 法人 運営 | 資産の総額の変更の登記について、会計年度終了後3か月を超えて登記されていましたので、組合等登記令第3条第3項に基づき、3か月以内に登記してください。 | 事務処理に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。また、決算確定後は早期に司法書士に連絡するなど連携を密にします。 |
| | | 法人 運営 | 笹川評議員、若松評議員、高山評議員について、任期が令和6年の定時評議員会の終結の時まで残っているにもかかわらず、辞任等の手続きを取ることなく、令和3年6月の評議員選任・解任委員会で新たに選任していました。社会福祉法第39条及び定款第7条に基づき、評議員の任期を正確に把握した上で、選任を行ってください。 | 事務処理に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。また、「役員等任期管理表」を作成し任期の管理を徹底します。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|----------------------|----------|---|--|
| 令和4年9月14日 | 社会福祉法人 龍和会 | 法人 運営 | 令和4年9月1日付で評議員1名が法人の職員となったため、監査日時時点で評議員が6人の状態で欠員が生じており、定款第5条にて定める評議員の定数を満たしていないほか、「評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。」とした社会福祉法第40条第3項にも違反している状態となっています。至急評議員を適正な手続きで選任し、欠員状態を解消してください。 | 令和4年11月24日付で評議員選任・解任委員会の開催通知を行いました。その後、外部委員を含む各委員から11月30日に承認を頂き、岡田喜一氏が評議員として選任され、欠員状態が解消されました。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) ひまわり保育園 | 法人 運営 | 評議員及び役員の選任に際し、候補者が欠格事由に該当しないかの確認及び暴力団等の反社会的勢力(暴力団員でなくなった日から5年を経過を含む)の者でないかの確認をしていません。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、「履歴書」、「就任承諾書」、「誓約書」の徴取等により、候補者が欠格事由に該当しないか、暴力団等の反社会的勢力の者でないかの確認を行ってください。 | 理事・監事については令和5年3月までに「欠格事由等の確認書」の提出を頂きました。評議員については、就任時に口頭で説明し、確認済みですが、あらためて6月開催の評議員会にて各評議員より提出いただく予定です。 |
| | | 法人 運営 | 評議員及び役員の選任に際し、次に記載する者が選任されているかの確認がなされていませんでした。評議員:「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」、理事:「社会福祉事業の経営に識見を有する者」・「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」・「当該施設の管理者」、監事:「社会福祉事業について識見を有する者」・「財務管理について識見を有する者」。社会福祉法第39条、第44条第4項及び第5項に基づき、評議員及び役員は法律の要件を満たす適正な者を選任し、選任時の記録を残してください。 | 評議員選任・解任委員会や評議員会において、評議員及び役員の選出時には法律の要件を満たす適正な者を選任しておりますが、それらを明確に示すため、選任時の記録を残すとともに、役員名簿に当該事項を記載いたします。 |
| | | 法人 運営 | 常務理事兼ひまわり保育園園長の役員報酬について、役員等報酬及び実費弁償規程では、法人職員の理事に役員報酬は支給しないと規定されているにも関わらず、実際は役員報酬が支給されていました。規程の根拠が無い状態での役員報酬の支給は、特別の利益供与にもつながる恐れのある行為です。社会福祉法第27条、社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条に基づき、役員報酬は評議員会にて決議された役員等報酬及び実費弁償規程に基づいて支給してください。 | 役員等報酬及び実費弁償規定は、当法人の重要規定として備え置くとともに、改正の度に最新の規定に差替えるものとします。また、書類の備え置きについて事務職員間で情報共有を徹底し、必要な書類を速やかに開示できるようにします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|----------------------|----------|---|---|
| 令和4年9月14日 | 社会福祉法人 龍和会 | 法人 運営 | <p>「役員等報酬及び実費弁償規程」について、第3条(1)に定める業務従事日数に関する記録が無かったほか、支給時期(例:毎月、出席の都度など)や支給手段(例:銀行振込、現金支給など)も規定されていませんでした。また、監事監査報酬について、「1日」や「半日」の定義が明確になっていないなど、支給基準が曖昧になっていました。定款第8条及び第22条、社会福祉法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条、社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第89条、社会福祉法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条に基づき、第三者が見ても規程内容が明確かつ明瞭に分かるよう規程を改訂するほか、支給に際し必要な記録を必ず残してください。</p> | <p>「役員等報酬及び実費弁償規定」について規定内容が明確かつ明瞭に分かるよう規定を見直し、必要な手続きを行います。また、毎月の役員報酬や実費弁償について記録を必ず残します。</p> |
| 実地 | 認可保育所(私立) ひまわり保育園 | 法人 運営 | <p>評議員や役員を招集して開催する場合の評議員会・理事会の開催に当たり、電話での口頭のみで招集しているとのことでしたが、招集手続きの省略の場合に必要な評議員及び役員の同意の記録が確認できませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第183条、社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項に基づき、評議員会及び理事会の招集手続きを省略する場合は、同意書の徴取や議事録への同意の旨の記載等により、各員から同意を得たことを明確に記録に残してください。また、評議員会の招集については、令和元年度の指導監査にて改善報告が提出されていた事項となりますので、確実に改善を実施してください。</p> | <p>事務処理に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。また、今後評議員会及び理事会の招集手続きを省略する場合は、各員から同意を得たことを明確に記録に残すことを徹底いたします。</p> |
| | | 法人 運営 | <p>評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認してください。</p> | <p>従前より出席者の管理は厳重に行っており、対面での開催における議事録においては、出席役員や事務局職員全員の氏名を記載していましたが、決議に利害関係を有する者が含まれていないことが明確に理解できるよう、議事録に必要な記載を行います。</p> |
| | | 法人 運営 | <p>龍和会から理事長が代表を務める別法人に対し、衛生用品や福利厚生に関する支出がなされていました。社会福祉法と理事長が代表を務める法人との取引は利益相反取引に該当します。社会福祉法第45条の16第4項により準用される一般法人法第84条及び第92条に基づき、利益相反取引を行う際は、理事会において当該取引につき重要な事実を開示して承認を受けるとともに、当該取引後、遅滞なく当該取引についての重要な事実を理事会に報告してください。</p> | <p>理事会における報告事項など必要な社会福祉法の規定に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。</p> |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|----------------------|----------|--|--|
| 令和4年9月14日 | 社会福祉法人 龍和会 | 法人 運営 | 令和3年度の理事長の職務執行状況の報告が行われていませんでした。定款第18条第4項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。やむを得ず決議の省略とする場合でも、書面等により報告を行ってください。 | 理事会における報告事項など必要な社会福祉法の規定に係る内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) ひまわり保育園 | 法人 運営 | 法人運営や会計に係る指導監査当日の対応について、勤務歴が浅く当該事項に詳しくない職員が当日対応に当たっていたため、所轄庁職員からの質問に対し適切に回答することが出来ず、当日確認が出来ない事項が多岐にわたりました。指導監査当日に確認できなかった事項は原則として「実施していない、若しくは記録が無い」と見なしますので、今回法人運営及び会計の指摘事項が非常に多くなっています。その結果、貴法人の法人運営体制が社会福祉法第56条第4項に定める「運営が著しく適正を欠く」と見なされてもおかしくはない状態です。今後、社会福祉法第56条第1項に規定される指導監査が行われる際は、所轄庁職員からの資料提出要求や質問に対応できる人員及び資料を事前に準備し、指導監査に対し真摯に対応する体制を整えてください。 | 社会福祉法に基づく指導監査についての理解を深めるために、内部統制整備を目的に有資格者による定期的な往査を受ける体制を構築し、必要に応じて事務職員を対象とした社会福祉法人制度についての研修を行います。また、指導監査の有無にかかわらず、常時書類の備え置きについて事務職員間で情報共有を徹底し、必要な書類を速やかに開示できるようにします。 |
| | | 法人 会計 | 予算の執行にあたり予算との乖離がありますが補正予算を編成していません。厚生労働省発出「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」2の(2)に基づき、予算の執行に当たり、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成してください。 | 顧問契約を締結する会計事務所と連絡を密にして、事務職員の社会福祉法人会計や予算制度に関する理解や知識を深めます。また、月次決算において予算との比較や再分析を行い、役員に報告するとともに、必要に応じて補正予算の編成を行います。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-------------------------|-------------------|----------|---|--|
| 令和4年9月14日 実地 | 社会福祉法人 龍和会 | 法人 会計 | 計算書類に対する注記について、本部拠点の「基本財産の増減内容及び金額」について「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」の金額が一致しません。会計基準省令第29条に基づき、計算書類の注記事項は適正に記載してください。 | 計算書類の作成支援に係る契約を締結する会計事務所と連絡を密にして、事務職員の社会福祉法人会計や計算書類に関する理解や知識を深めます。また、計算書類について複数人でのチェックを行い、ケアレスミス等の早期発見に努めます。 |
| | | 法人 会計 | 計算書類の附属明細書のうち「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」について、基本財産の土地に関する記載がありません。会計基準省令第2条に基づき、書類作成の際には記載事項に誤りがないか、確認の上作成してください。 | 計算書類の作成支援に係る契約を締結する会計事務所と連絡を密にして、事務職員の社会福祉法人会計や計算書類に関する理解や知識を深めます。また、計算書類について複数人でのチェックを行い、ケアレスミス等の早期発見に努めます。 |
| | | 法人 会計 | 貸借対照表の基本財産の合計と計算書類の附属明細の「基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書」の内容が一致しません。会計基準省令第2条に基づき、書類作成の際には記載事項に誤りがないか、確認の上作成してください。 | 計算書類の作成支援に係る契約を締結する会計事務所と連絡を密にして、事務職員の社会福祉法人会計や計算書類に関する理解や知識を深めます。また、計算書類について複数人でのチェックを行い、ケアレスミス等の早期発見に努めます。 |
| | | 法人 会計 | 園長の職員給与について、給与規程に基づかない金額が支払われていました(給与規程給料表の最高額393,000円のところ、基本給として700,000円支払われている)。職員の給与の支払いについては、給与規程に基づき支払い額を決定し、労働条件通知書等で支払額を確定させた上で支払いをしてください。 | 役員等報酬及び実費弁償規定は、当法人の重要規定として備え置くとともに、改正の度に最新の規定に差替えるものとします。また、書類の備え置きについて事務職員間で情報共有を徹底し、必要な書類を速やかに開示できるようにします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|----------------------|----------|--|---|
| 令和4年9月14日 | 社会福祉法人 龍和会 | 施設 | 職員への労働(雇用)条件に関する通知が出されていないかったり、労働開始後に出されている状況がありました。労働基準法第15条において「賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定されていることから、労働条件通知書を作成し交付してください。 | 労働条件通知書は、当法人にとって機密性の高い文書であることから、備え置きについてプライバシーに留意するとともに、事務職員間で情報管理を徹底するとともに、指導監査時等の必要時には、提出依頼に速やかに対応できるようにします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) ひまわり保育園 | 施設 | 消火訓練について、令和元年度の監査で毎月実施し記録を残すよう口頭指摘したところですが、行われていませんでした。新潟市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例第7条に基づき、少なくとも毎月1回行うとともに消防器具や避難経路の自主点検を定期的に行ってください。 | 避難訓練実施記録簿は、当園の重要書類として備え置くとともに、訓練の実施の度に記録簿を追加しています。また、書類の備え置きについて事務職員間で情報共有を徹底し、必要な書類を速やかに開示できるようにします。 |
| | | 施設 | 利用申込み手続の説明について、令和元年度の監査で保護者に配布する書類に「職員の勤務体制」について記載するよう口頭指摘したところですが、記載がありませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例に基づき、配布書類に明記し説明してください。 | 利用申込み手続きに係る説明書類は、当園の利用希望者等に対して備え置くとともに、改正の度に最新の規定に差替えるものとなります。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条の規定に基づき、利用申込者の同意を得るべく、必要な文書の交付と説明を行います。 |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|--------------------|----------|---|-----------------------------|
| 令和4年9月30日 | 社会福祉法人 童育福祉会 | 法人 運営 | 新監事の選任は、社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会へ提出する前に、同意書または理事会議事録にその旨を記載し現監事が議事録に記名押印することにより、現監事の同意を得てください。 | 今後監事交替時には記名押印をいたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) 松美保育園 | 法人 運営 | 理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨議事録に明記してください。 | 次期任期より各候補者ごとに決議をいたします。 |
| | | 法人 運営 | 評議員会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び、社会福祉法第45条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認し、議事録に記録を残してください。 | 次回評議員会より確認し、議事録に記録を記載いたします。 |
| | | 施設 | 掲示について、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項の掲示がありませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき掲示してください。 | 改善し掲示いたしました。 |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|-----------------------|----------|--|-----------------------|
| 令和4年11月25日 | 認可保育所(私立) みなと福祉保育園 | 会計 | 現金預金について、金融機関発行の残高証明書の金額と財産目録及び貸借対照表の金額が異なっていました。計算書類の作成は社会福祉法人会計基準第2条第1項に基づき正しく作成してください。 | 令和4年度決算では誤りのないようにします。 |
| 実地 | | 施設 | 利用申込みを行った支給認定保護者に対し、新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担金、その他教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を文書により説明し、同意を得ていることがわかるよう、しおりに追加してください。 | しおりに追記しました。 |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|--------------------|----------|--|--|
| 令和4年11月30日 | 社会福祉法人 岡山福祉会 | 法人 運営 | 業務執行理事の選定について、理事会で決議されていませんでした。社会福祉法第45条の16第2項および定款第16条第2項に基づき、業務執行理事の選定は理事会の決議で行ってください。 | 令和4年12月9日に理事会を開催。第2号議案「業務執行理事の選任決議について」において、理事定数6名、出席理事6名のうち、議長および理事から業務執行理事に推薦された1名を除く4名が、議案に賛成。社会福祉法人岡山福祉会 定款第26条の規定により業務執行理事の選定を決議しました。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) 岡山乳児園 | | | |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|--|-------------------------------|
| 令和4年12月7日 | 社会福祉法人 福豊会 | 施設 | 掲示について、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他利用申込者の選択に資すると認められる重要事項の掲示がありませんでした。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第23条に基づき掲示してください。 | 指導に基づいて改善いたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) みずほ保育園 | 施設 | 利用申込みを行った保護者に対して、運営規程の概要や職員の勤務体制(各クラスごとの職員数)、利用者負担について、文書による説明を行っていませんでした。入園後におたよりで重要事項を周知しているとのことですが、入園前に文書による説明が必要となります。新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例第5条に基づき利用申し込みを行う保護者へ園の重要事項の説明をしてください。 | 2月18日に行われた新入園児説明会において説明行いました。 |
| | | 法人 運営 | 玉木評議員、佐伯評議員、修理評議員について、令和元年度末に辞任したままとなっており、その後選任手続きが取られていませんでした。社会福祉法第39条及び定款第6条各項に基づき、至急評議員選任・解任委員会を開催し、上記3名の選任決議を得てください。 | 次回改善いたします。 |
| | | 法人 運営 | 評議員、理事、監事の選任に関し、就任の意思表示があったことが確認できませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、評議員、理事、監事を選任する際は、各員から就任承諾書等を徴取し、就任の意思表示があったことを明確にしてください。 | 次回理事会、評議員会時に改善いたします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|---|------------------------------|
| 令和4年12月7日 | 社会福祉法人 福豊会 | 法人 運営 | 理事及び監事の選任に関し、令和3年6月12日の評議員会議事録にて理事及び監事を選任したとの記載がありますが、当該選任議案について、理事会にて「次回評議員会の議題・議案決定の決議事項」として諮られないまま評議員会にて突然決議されているなど、選任手続きに不備がある状態です。利害関係者に無効を主張された場合に選任決議内容が無効になる可能性があるため、社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条に基づき、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の概要については、理事会の決議により決定し、さらに至急理事・監事の選任決議を改めて受けてください。理事会にて次回評議員会に関する決議を行う旨の指摘は、平成30年度の指導監査にて文書指摘となり、改善報告が提出されたにも関わらず未改善となっていた項目ですので、必ず適正な手続きを行ってください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善、選任手続きを行います。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) みずほ保育園 | 法人 運営 | 令和3年度に理事長が選任された際、代表権を有する役員の氏名の登記が行われていませんでした。組合等登記令第3条の規定に基づき、上述の理事・監事の選任を行った後、至急理事会を開催して理事長を選任し、定める期限内(選任日から2週間以内)に登記してください。 | 登記の完了期限を明記するように対応いたします。 |
| | | 法人 運営 | 令和2年12月に監事1名が死去され不在となった際、評議員会の決議を得ずに新監事を就任させていました。社会福祉法第43条第1項、定款第16条第1項に基づき、監事は必ず評議員会の決議により選任してください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善、選任手続きを行います。 |
| | | 法人 運営 | 理事及び監事の選任に関し、欠格事由等の確認を行っていませんでした。社会福祉法第44条第1項及び社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事及び監事の選任時は、「社会福祉法第40条の各欠格事由」及び「暴力団員等の反社会的勢力の者(暴力団員でなくなった日から5年経過しない者を含む)」に該当しないことの確認を行い、誓約書等で明確に記録に残してください。 | 次回理事会時に改善いたします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|--|-----------------------|
| 令和4年12月7日 | 社会福祉法人 福豊会 | 法人 運営 | 理事及び監事の選任に関し、理事として含まれていなければならない者、監事として含まれていなければならない者の確認がなされていませんでした。社会福祉法第4条及び第5条に基づき、理事は「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」、「施設の管理者」にそれぞれ該当するか確認した上で選任し、監事は「社会福祉事業について識見を有する者」、「財務管理について識見を有する者」にそれぞれ該当するか確認した上で選任してください。また、上記に基づき選任した旨を記録に残してください。 | 確認事項を記録に残すように改善いたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) みずほ保育園 | 法人 運営 | 理事及び監事の選任に係る評議員会決議について、各候補者ごとに決議されていることが確認できませんでした。定款第13条第3項の規定に基づき、評議員会における理事又は監事の選任決議に際しては、各候補者ごとに決議を行うとともにその旨を議事録に明記してください。当項目は平成30年度の指導監査にて文書指摘となり、改善報告が提出されたにも関わらず未改善となっていた項目ですので、次回選任時は必ず適正な手続きを行ってください。 | 指導に基づいて改善を行います。 |
| | | 法人 運営 | 監事の選任について、監事の選任議案が評議員会に提出される前に新監事2名についての現監事2名から同意を得ていませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般法人法第72条第1項に基づき、監事の選任に関する議案を評議員会に提出する前に同意書等により監事の過半数の同意を得てください。 | 指導に基づいて改善を行います。 |
| | | 法人 運営 | 理事会及び評議員会の招集通知について、招集通知省略の手続きがなされていないにも関わらず招集通知が発出されていない事例、理事会及び評議員会の招集通知から開催までの期間が1週間(中7日)に満たない事例、理事会の決議前に評議員会の招集通知が発出されている事例がありました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条第1項、社会福祉法第45条の14第10項により準用される一般法人法第94条第1項、社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、理事会及び評議員会を開催する際はまず招集通知を発出し、発出から1週間(中7日)以上の間隔を空けて各会を開催してください。また、評議員会の招集通知は理事会の決議後に発出してください。 | 指導に基づいて改善を行います。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|---|------------------------|
| 令和4年12月7日 | 社会福祉法人 福豊会 | 法人 運営 | 評議員会の招集通知について、評議員会の目的である事項に係る議題及び議案の概要の記載がありませんでした。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12により、評議員会の招集通知には、議題・議案の概要を記載してください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善いたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) みずほ保育園 | 法人 運営 | 決算承認の理事会と定時評議員会の間の期間について、計算書類据え置き期間となる2週間(中14日)空いていませんでした。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、決算に係る理事会と定時評議員会の間は2週間(中14日間)の期間を空けてください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善いたします。 |
| | | 法人 運営 | 評議員会及び理事会の決議について、特別の利害関係人が決議に加わっていないかの確認を行っていませんでした。社会福祉法第45条の9第8項及び同条の14第5項の規定に基づき、決議に利害関係を有する者が含まれていないことを確認してください。 | 指導に基づいて改善いたします。 |
| | | 法人 運営 | 評議員会議事録について、社会福祉法施行規則第2条の15第3項に基づき、以下の事項への対応を行い、議事録を適切に作成してください。「評議員会議事録を保存する専用ファイルを用意し、招集通知および議案書と併せて時系列順に議事録を保存するなど、議事録の保管を適切に行う」、「その他」と記載されている議案について、決議の経緯や内容の記載が無いので、正しく記載する」、「令和3年6月開催の評議員会にも関わらず、議事の顛末や議事録署名日に令和4年6月となっている記載があるなど、議事録内容が不正確となっている箇所が多々あるので、事実を正しく記載する」、「議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載する」、「議事録にて「定款第9条の規程により定足数を満たしている」とあるが、正しくは「定款第13条の規程により定足数を満たしている」となるので、正しく記載する」。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善いたします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|---|------------------------|
| 令和4年12月7日 | 社会福祉法人 福豊会 | 法人 運営 | 評議員会の議事録署名人について、監事が署名人となっていました。定款第14条第2項に基づき、出席した評議員のうちから選出された2名を議事録署名人としてください。 | 指導に基づいて改善いたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) みずほ保育園 | 法人 運営 | 理事会議事録について、社会福祉法施行規則第2条の17第3項に基づき、以下の事項への対応を行い、議事録を適切に作成してください。「理事会議事録を保存する専用ファイルを用意し、招集通知および議案書と併せて時系列順に議事録を保存するなど、議事録の保管を適切に行う」、「その他」と記載されている議案について、決議の経緯や内容の記載が無い事例があるので、正しく記載する」、「理事会において発言した理事の氏名がイニシャルで記載されているなど、発言内容が正確に記載されていないので、発言した理事氏名を正しく記載する」、「議事録にて「定款第9条の規程により定足数を満たしている」とあるが、正しくは「定款第26条の規程により定足数を満たしている」となるので、正しく記載する」。 | 指導に基づいて改善いたします。 |
| | | 法人 運営 | 理事会の議事録署名人について、当該理事会にて選出された議長が議事録署名人となっており、理事長の署名が行われていない事例や、監事欠席のため出席した理事が署名を行っていた事例がありました。社会福祉法第45条の14及び定款第27条第2項に基づき、出席した理事長および監事を議事録署名人としてください。当項目は平成30年度の指導監査にて文書指摘となり、改善報告が提出されたにも関わらず未改善となっていた項目ですので、次回理事会より必ず改善を行ってください。 | 指導に基づいて改善いたします。 |
| | | 法人 運営 | 法人の事業計画書について、理事会での決議がなされていませんでした。定款第31条第1項に基づき、事業計画書は毎会計年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けてください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善いたします。 |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|---------------------|----------|--|------------------------|
| 令和4年12月7日 | 社会福祉法人 福豊会 | 法人 運営 | 理事長の職務執行状況の報告が行われていることが、議事録から明確に読み取ることができませんでした。社会福祉法第45条の16及び定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告し、議事録に職務執行状況報告を行った旨を明記してください。 | 議事録を正確に記載するように改善いたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) みずほ保育園 | 法人 会計 | 経理規程の改訂について、理事会の承認を得ていませんでした。経理規程第9条に基づき、経理規程の改廃は、会計責任者が上申し、理事会の承認を得てください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善いたします。 |
| | | 法人 会計 | 予算の編成について、理事会の承認を得たことが確認できませんでした。経理規程第16条に基づき、予算は毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会の承認を得てください。 | 記録を適切に残し、保管方法を改善いたします。 |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|-----------------|-----------------------|----------|--|---|
| 令和4年12月13日 | 社会福祉法人 笑顔の会 | 法人 会計 | 資金収支計算書について、会計基準第16条第6項に基づき、備考欄を設け決算額と予算額の差が著しい場合はその理由を記載してください。 | 資金収支計算書印刷時に備考欄を誤って「非表示」としておりましたので、令和4年度決算時より備考欄を表示し、必要に応じて記入をいたします。 |
| 実地 | 認可保育所(私立) エンジェル保育園 | 法人 会計 | 計算書類の整合性について、資金収支計算書の予算欄の額と、理事会で承認された最終補正予算の額に不一致がありましたので、平成29年4月27日社援発0427第1号(最終改訂令和4年3月14日)社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について(指導監査ガイドライン)に基づき、今後は適切に作成してください。 | 令和4年度以降は、資金収支計算書の数字に不一致が無いか確認いたします。また、令和4年度分につきましては、令和5年3月末の理事会にて改めて確認と修正について報告を行います。 |
| | | 法人 会計 | 職員給与について、給与規程に基づかない金額が支払われていました(給与規程俸給表の最高額312,000円のところ、4名分それを超えた金額が支払われている)。職員の給与の支払いについては、給与規程に基づき支払い額を決定してください。 | 令和4年4月1日に変更しておりました給与規程(別表1-1の俸給表)において等級が39級(312,600円)で切れておりましたので、俸給表を修正し、令和5年3月末の理事会の承認を受け、労働基準監督署へ提出を行います。 |
| | | | | |

令和4年度 私立認可保育所(保育所型認定こども園含) 指導監査実施結果

| 指導監査年月日 監査方法 | 指導監査対象 名称 | 指摘 対象 | 指 摘 事 項 等 | 改 善 結 果 |
|---------------------|-------------------------|----------|--|--|
| 令和5年1月31日 実地 | 社会福祉法人 認可保育所(私立) | 正田会 | 評議員の選任について、定款第6条第3項に基づき、選任候補者の推薦及び解任の提案については理事会で決議を得てください。 | 評議員の選任について、選任候補者の推薦、解任の提案については令和5年定時理事会の決議を得ることとしました。 |
| | | 早通保育園 | 早通保育園の土地の一部について、定款に基本財産として記載されていませんでした。社会福祉法第45条の36第4項、社会福祉法施行規則第4条第1項及び定款第42条第2項に基づき、基本財産が増加した際は、遅滞なく所轄庁へ定款変更の届出を行ってください。 | 定款変更の理事会の承認を得て、市へ定款変更届出を行います。 |
| | | 法人会計 | 令和4年度の資金収支予算書について、最終補正予算ではなく当初予算で作成されていました。また、最終補正予算を決議した理事会の議事録に金額を確認できる書類が添付されておらず、最終補正予算の金額を確認できませんでした。計算書類等の作成については、社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、今後は適切に作成してください。理事会及び評議員会の議事録については、決議内容を確認できる書類と一緒に保管してください。 | 会計年度において、最終補正予算に基づき決算書及び計算書を作成し、理事会・評議員会議事録に添付し保管することとします。 |
| | | 施設 | 「運営規程の概要」「職員の勤務体制」「利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項」の掲示がありませんでした。前回監査時にも指摘しているところですので、改善してください。 | 「運営規程の概要」「職員の勤務体制」「利用者負担その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項」の掲示を行います。 |
| | | | | |